

重要事項説明書

本説明書は、東川口鳩笛保育園（以下「当園」という。）における特定教育・保育の提供の開始に際し、利用申込者の保育の選択 に資すると認められる令和 7年度向けの重要事項を示すものです。

1 設置者

設置者の名称	社会福祉法人 精寿会
代表者氏名	理事長 丸山 昭子
所在地	川口市戸塚 1-7-11
電話番号	048-280-6668

2 目的及び運営方針

目的	保育の必要性がある乳児又は幼児に対し、日々保育を提供することを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none">1 当園を利用する乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するものとする。2 保育に関する専門性を有する職員が、利用乳幼児の家庭との緊密な連携のもとに、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。3 利用乳幼児の家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の利用者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めていくものとする。4 児童福祉法その他関係法令等を遵守し、運営を行うものとする。

3 当園の概要

名称	東川口鳩笛保育園					
所在地	川口市戸塚 1-7-11					
電話番号	048-280-6668					
認可年月日	平成 24 年 4 月 1 日					
管理者（園長）氏名	西 善康					
利用定員	69 名					
内訳	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	3 名	10 名	12 名	14 名	15 名	15 名
自己評価の概要	当園が定める自己評価基準に基づき毎年度実施					
第三者評価の概要	当園が指定する外部調査機関に評価を 5 年ごとに依頼予定					
職員の研修実施状況	<ol style="list-style-type: none">1 当園が指定する職員研修に参加（年 3 回）2 川口市が実施する研修に参加					

嘱託医	金子 元英
病院名	かねこ内科クリニック
電話番号	048-284-1155
嘱託歯科医	大浦 智隆
病院名	大浦歯科
電話番号	048-295-9797

4 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務の内容
管理者（園長）	川口市役所の設置基準に準ずる	保育園の運営管理全般、職員の指揮監督
主任保育士		地域の利用者等への子育て支援、管理者（園長）の補佐、保育士等の統括
保育士		保育業務、保育計画等の立案、家庭との連絡
保育従事者		保育業務の補助
調理員		給食調理業務（外部委託）
事務員（兼任）		事務全般

5 開園日、開園時間及び休園日

開園日	月曜日から土曜日まで	
開園時間	7時00分から19時00分まで	
保育標準時間	7時00分から18時00分まで	
延長保育時間	朝	現状無し
	夕	18時00分から19時00分まで
保育短時間	8時30分から16時30分まで	
延長保育時間	朝	7時00分から8時30分まで
	夕	16時30分から19時00分まで

※土曜日の保育に関しては別紙「土曜共同保育利用規定」の通りとする。

6 保育士配置基準

0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4～5歳児
3:1	5:1	6:1	15:1	25:1

7 休園日

当園の休園日は、次に掲げる日とします。

- 1 日曜日
- 2 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 3 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

8 施設の概要

敷地面積	310.75 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造
建築年次	平成 24 年
建物面積	369.45 m ²
保育室数及び面積	3 室 126.67 m ²
屋外遊戯場	敷地内 37.47 m ²
設備概要	保育室、調理室、事務室（医務室兼用）、沐浴室、トイレ
加入保険	傷害保険、施設賠償責任保険

9 衛生管理

当園における衛生管理は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、衛生管理を行うものとします。

- 1 当園は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行うものとする。

10 食事

当園における食事（給食等の提供）は、次に掲げるもののほか、その他関係法令等を遵守し、提供するものとします。

- 1 当園の施設内において調理するものとする。
- 2 献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。
- 3 食品の種類及び調理方法は、栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- 4 利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めるものとする。

11 健康診断等

当園は、利用乳幼児に対し、1年2回の定期健康診断を学校保健安全法の規定する健康診断に準じて行うものとします。

1 2 利用者負担額

保育料	川口市が利用者ごとに定める額を川口市に支払うものとする
延長保育料（保育標準時間）	月極・スポット契約に準ずる
延長保育料（保育短時間）	前延長・後延長などの規定に基づき当園に支払うものとする
給食費	主食費 3,791円 +副食費 4,800円 = 8,591円 （幼児3歳児以上）
施設充実費	月額 1,100円
スポーツ振興保険	初年度に利用者負担分¥255
遠足代	行先に応じて徴収（交通費、入場料、引率にかかる諸経費、他状況に応じる）
帽子	年度毎の業者見積りに準ずる
バス使用代金	現在調整中（クラス懇談会にて連絡）
体操着	半袖 2,255円、半ズボン 1,540円（サイズ100～130） ※サイズ140以上は2割増しで特別注文予定
収穫体験費用	現在調整中（クラス懇談会にて連絡）
ベットカバー	年度毎の業者見積りに準ずる
連絡帳カバー	年度毎の業者見積りに準ずる
写真委託業者	利用者から業者への支払いの為、保育園では関与しません
手数料	東川口鳩笛保育園の指定口座へ自動引き落とし、または振込にかかる手数料は利用者負担とする

1 3 緊急時等の対応

保育時間中に、利用乳幼児の体調の急変、その他緊急事態が生じた場合は、あらかじめ利用乳幼児の利用者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとるなど別に定める「危機管理マニュアル」に従って行動し、必要な措置を講じます。

1 4 非常災害時の対応

保育時間中に、自然災害、火災その他の災害が発生した場合は、別に定める「危機管理マニュアル」に従って行動し、利用乳幼児の安全の確保を図ります。

1 5 個人情報保護

- 1 当園の職員（職員であった者も含む）は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとします。
- 2 小学校、他の特定教育・保育施設等に対して利用乳幼児に関する情報を提供する際は、利用乳幼児の利用者の同意を得るものとします。

1 6 連携施設

第2 東川口鳩笛保育園（認可保育園）

東川口保育園えくぼ（小規模保育事業所A型）

17 保育内容に関する相談・苦情

当園	窓口設置場所	東川口鳩笛保育園 事務室内
	窓口開設時間	10時00分から14時00分まで
	担当者氏名	越後 藍
	受付方法	電話：048-280-6668 FAX：048-280-6666
川口市	担当課	子ども部保育運営課指導係
	所在地	川口市中青木1-5-1 川口市役所第2庁舎3階
	受付時間	8時30分から17時15分まで
	受付方法	電話：048-258-1110（代表番号） メール：083.04502@city.kawaguchi.saitama.jp

東川口鳩笛保育園の利用の開始にあたり、本同意書の交付及び説明を受け、記載内容に同意したので署名します。

令和 年 月 日

住 所

園児名

保護者及び又は後見人氏名